

平田正代さんの功績形に

かつて宮野津市にあった国際福祉相談所の所長や法廷通訳、ソーシャルワーカーなどとして活躍してきた平田正代さん(享年82)が4月に他界した。平田さんを知るかつての同僚や知人らから5日、那覇市内に集まり、平田さんのこれまでの功績をまとめて形に残そうと話し合いを開いた。

集まったのは、かつて県女性総合センター(当時)で共に働いた人や相談業務に就いていた人たち8人。平田さんの自宅にあった書籍や書類、書き残してきた資料などを持ち寄り、冊子としてまとめる方向性となった。同センターで同僚だった沖縄大学の成足洋子教授は「将来的には集めた資



平田正代さん



国際福祉相談所所長などを歴任した平田正代さんの功績を残そうと有志資料集を作成し話した5日、那覇市国場の沖縄大学

女性支援に尽力、資料収集へ

料は真公文書館などにも寄贈したい」という。

国際福祉相談所は、米軍基地から派生する結婚や交際、養子縁組、米国人以外の国際結婚・離婚も含め女性の諸問題について幅広く取り組んできた。平田さんはケースワーカーとして30年余務め、1998年3月に同相談所が廃止された当時、最後の所長を務めた。業務を引き継いだ県女性総合センター(現・県男女共同参画センター)にいる)で相談員を務めた。

集まったかつての同僚らは「おしゃれでユーモアがあつて、仕事では毅然としていて、きめ細かい優しさがある人だった」「ゼロから相談業務をいろいろ学ばせてもらった」「平田さんと知り合ったのがきっかけで、ソーシャルワーカーの道に進んだ」などの話が上がつた。

70〜80年代にかけて県内で国際結婚などによる無国籍児の問題が表面化した。戸籍法改正の契機となった背景には、平田さんらの尽力があつた。法務省に県内の実情を報告する当時の手書きの資料などもあり、今も続く米兵・米軍属との交際で生じる諸問題の戦後史が資料からつかえ

る。メンバーらは今後定期的に集まり、来年3月を目指し功績をまとめる予定。

(知花亜美)

平田正代さん死去

無国籍児問題取り組む

82歳



宜野湾市の国際福祉相談所の所長などを務め、国際結婚や離婚、無国籍

児など米軍基地から派生する問題解決に取り組んだ平田正代（ひらた・まさよ）さんが4月22日、感染性大動脈瘤のため那覇市内の病院で死去した。82歳。伊是名村出身。お別れ会を4月26日に親

族・近親者のみで行った。（21面に「悼む」）
1967年に国際福祉相談所の前身である国際福祉事業団（スイスに本部を置く国連の外郭団体）沖縄代表部に所属し、国際問題のケースワーカーとなった。
1980年の「国連女子差別撤廃条約」批准を巡る議論の際は、父系血統主義だった日本の国籍

法の影響で、駐留米軍人や軍属と沖縄の女性との間に生まれ国籍を取得できない「無国籍児」の問題発信に携わった。国籍法の改正に力を発揮するなど、課題解決に尽力した。県女性総合センター（当時）にいるの国際関係相談員も務めた。沖縄の日本復帰後、米軍関係者裁判での法定通訳官も担った。

琉球新報 2022年5月20日

東門副知事を団長とする訪米団の一員として基地問題を訴える平田正代さん＝1997年2月、ハワイの米太平洋軍総司令部（キャンプ・スミス）ゲート前



煌めいて女性たち

〇200 大城 貴代子

ひらた まさよ 1939年東京生まれ。早稲田大学文学部英文科卒。ニューヨーク州立バッファロー大学社会福祉修士課程留学。国際福祉相談所長、裁判所通訳人、県女性総合センター嘱託相談員、県人材育成財団語学センター非常勤講師など。

平田正代は、実業家の平田忠義と3人の長女として東京中野区で生まれた。1946（昭和21）年、最後の引き揚げ船でインヌミヤドイを経て父の故郷伊豆老入。1年後には那覇へ移り、小中学校を那覇で過ごす。外国での生活経験をもつ父の影響で英文科への進学を志し、「東京へ行きたい」の一心で、58（昭和33）年、那覇高校を卒業後、自費留学生として早稲田大学へ入学。在学中に60年安保

ケースワーカー 平田正代さん

無国籍児問題に取り組む

闘争を経験し、「地に足の着いた仕事」をしたいと痛感する。卒業後は、コザUSOでプログラムエイドとして、軍人軍属家族への沖縄文化の紹介や琉球文化交流活動に携わり、実用英語を学ぶ。米国留学試験では、専攻を英文科から社会福祉に変更して、65（昭和40）年ニューヨーク州立バッファロー大学へ留学する。

帰沖後、米国民政府広報局新聞課にしばらく席を置いたが、国際福祉相談所の前身国際福祉事業団（スイスに本部を置く国連の外邦団体）沖縄代表部に67（昭和42）年、ケースワーカーとして転勤。以後30年余り、米軍基地から派生する女性の諸問題に幅広く取り組む。

復帰とともに沖縄代表部は社会福祉法人に改組、宜野湾市に国際福祉相談所を置き、国際結婚、離婚、養子縁組、無国籍児問題などへの支援活動を展開していた。

79（昭和54）年の国際児童年に当たり、当時の大城安陸事務局長の「沖縄からの提言」は、無国籍児の存在を世間にアピールした。折しも国内では、女性差別撤廃条約批准に向け女性の連動が高まり、無国籍児の問題は「雇用平等法」となる中で「国籍法改正」の切り札となった。

「父系優先血統主義の国籍法」は、男女平等の原則に反するとして婦人団体が立ち上がり、日本弁護士連合会は人権問題として調査団を沖縄へ派遣。正代は、統計資料づくりや取材に追われる中で、法務省の諮問会で参考人として中間答申への意見陳述をするなど、「国連婦人の十年」運動への貢献は大きいものがあつた。

当時、県内には70～80人の無国籍児がいると推計されていたが、85（昭和60）年、国籍法の改正により、施行時に20歳未満であつた無国籍児約18人が日本国籍を取得、一応の解決をみた。

（元県女性政策室長）
（毎週木曜日に掲載）

長年この基地の島で、金網の内を外を見てきた経験から、理念や制度の異なる二つの法律の谷間で悩む女性のための専門的相談窓口が必要と力説する。

一方、正代は国際結婚の破綻により米国で二度の離婚を経験し、孤立無援で情緒不安定となつた女性をフィラデルフィア空港まで迎えに行き、無事家族のもとへ連れ帰ったエピソードを語る。

琉球新報 2009年7月16日（朝刊）

A子と米軍人との調停離婚が那覇家庭裁判所で成立した。A子が四十歳に達するまで扶助料として毎月一万五千円を支払うとの調停案項であったが、数カ月後には支払いが遅れがちなり、やがて全くなくなった。本人に催促しても今はないからと取り合ってくれない。

前夫の本国への転勤が近いことを知ったA子が、基地内の法務部に相談に行ったところ門前払いを食った。理由はA子が軍人の家族としてのIDカードを持っていないので、軍の施設、機関を利用する資格がないとのことであった。

離婚したらIDカードがなくなるのは当然であり、日本の裁判所で同意した調停案項不履行の明らかで過失が軍人側にある

国際福祉相談所ケースワーカー 平田 正代

ながら、本人から事情を聞くことすらしないのは、ホストカントリー日本への礼を失していると考えるのは、過剰な感情的反応か。

ではどうしたら良いか問い合わせると、基地内のカスタマー



サービスでデンボラリーIDカードを発行してもらい、それから相談にくるようとのこと。指示された所へ行く、前夫が自主的にスポンサーとなってIDカードを申請しなければならぬとのことである。

個人間の日米関係

出口のない堂々めぐりであった。

調停をした家庭裁判所に履行勧告申すの可能性があるについて問い合わせたところ、勧告は調査官が行うので、基本的には調査官と直接意思が通じなければならぬとのこと。相手方の住所郵送先、住所番号等が定かでない日本語が通じないので、履行勧告は無理との見解であった。

法務部宛て郵送する。翻訳文をつける、通訳をつけるなど提案してみたが、駄目であった。

日米地位協定は個人間の日米関係において、このような不心得者を保護する海外法権の役目も果たしているのである。

B子と結婚した米軍人は軍内で問題を起して不名誉部隊となつた後、日本人の配偶者として

の在留資格で沖縄に滞在していた。その間窃盗の再犯で実刑判決を受けた。裁判中にB子が協議離婚を申し入れたが拒否され、夫は府中刑務所へ送られた。

B子は数年別居すれば自然離婚になると思い込んでいた。

やがてB子には再婚したい相手が現れたので、この際正式に離婚したいと、府中へ問い合わせたところ、既に本国へ強制送還されていることがわかった。

唯一の手掛かりである本国の母親の住所に手紙を出したところ、転居先不明で戻ってきた。行方不明者との離婚は行方不明の証明が必要であり、時間と費用をかけても難しい場合が多い。

戸籍や住民登録制度のない米国では、日本のように以前の住所からどって現住所を突き止めることができない。またブライパシー法により本人の同意なしには、たとえ家族であっても住所を知らせてもらえない。

人探しにおいて一番の手掛かりは社会保障番号(ソーシャルセキュリティナンバー)であるが、日本側へ提出する結婚届の書類にはその記載が要求されていない。

安保が国と国との関係であっても、人と人との交流がありそこから問題が生じた場合には、二つの国の法制度がかかわってくる。時としてどちら側からも救済されず、谷間に放置されることがある。米軍の駐留から派生するあらゆる問題は、国の責任において解決すべきであり、公的な受け皿が必要とされる。

米軍人軍属への裁判権が日本側に移行して四分の一世紀が過ぎた。移行への準備はどのようになされてきたのか知る由もないが、通訳人の確保については樂觀していたのではないかと思われる。米国防政権下で多くの米国防学経験者がいたからである。

しかし通訳人の確保は現実には容易ではなかった。本職のかわらぬ通訳をするのでは対応できないほど、件数が増えたのである。裁判は一回で済むわけではないので、通訳人の仕事を最優先させることのできる人の確保が必要であった。

国際福祉相談所ケースワーカー 平田 正代



計によれば、那覇地方裁判所管内で刑事事件で有罪判決を受けた米国人は二百二十九人、米国人だけでは全国の七〇割に相当する。

昭和三十八年度の司法統計に於いては、昭和三十七年五月十五日から四十七年度末までの二十三カ月分の統計

の那覇地方裁判所取り扱いは、外事件数は、群を抜いて多かった。

通訳人

ても大きな数字である。当時、米軍は東南アジア各地に基地を持つており、ヘロイン事件が多かったが、タイの基地が閉鎖されると、ヘロインと大麻が逆転した。フィリピン基地の閉鎖後は米軍関係者による大麻事件はほとんどない。

日米地位協定により米軍構成員は裁判に「米国防府代表者」として立会い、通訳人、所属基地司令官、法務官が立ち会う。立ち会い法務官が審理中の発言権はない。立ち会いの目的は自国民の権利を守り、裁判が公正に行われたかを見守ることである。これまで米国防府がクレームをつけたという話を聞いたことがない。

米国防府には英語の通訳人として登録されているのは四人で、自営業、自由業など時間の調整が可能なたとえ、法学部出身はない。法律の専門家ではないから怖いもの知らずにできるという利点があるのかもしれない。

通訳の仕事は異文化間の意思の疎通を助けることにあるが、どうしても通じ合わない文化のギャップがあることも事実である。質問と答えがすれ違ふこと

はよくあるが、質問のしかたを変えても、発想が変わらなければ答えは同じである。言語のみならず文化、価値観を含めて通訳しなければならぬ。

通訳の仕事は減点法で評価される。完璧（へき）にできて普通で、マイナス点だけがついてまわる。恥をかきたくない人はやめた方がよい。失敗によって失うべき地位や名誉を持たなかつたのが幸いして、通訳人を続けてきた。

市販されている履歴書の書式はだれが作りだしたものであろうか。この国では就職にあたってそれがあたかも国民の義務であるかのように、みんながせっせと同じ履歴書用紙を使い、事務用品会社をまわってほせている。

しかし学生の就職活動用履歴書は、文部省が昨年から見直しを指導しているという。本籍地、家族構成欄は「本人の能力、適性」と直接関係がなく、採用選考に必要な記載事項とは考えられない」から不必要との理由である。出身地への偏見からくる就職差別解消を目指しているとのことである。

国際福祉相談所ケースワーカー 平田 正代

長年慣れ親しんでいた国民的コンセンサスのある書式であり、能力主義でない社会では「人物を見る」という理由で、とこのだれの子かを知りたいとの抵抗もある。



新聞報道によれば県内では沖縄女子短大が、先見の明をもって来年度からの見直しを決定しているが、他校は「検討してきた」「また検討の段階になり」「取り組まねばままたこのことである。

履歴書を変えよう

はかなり異なる。たゞは職務分掌がはっきりしているアメリカでは、まず人材を必要とする職種があつて、その職を遂行するのに必要な資格と能力を持つた人を採用する。アメリカは学歴社会ではないが資格社会である。

レディメイドの国アメリカで、履歴書(レジュメ)などは市販の定形の書かす自分の手作りではなければならぬ。履歴書を手書きするための講習会がある。履歴書に写真は当然不要。既婚未婚、家族構成、年齢、人種、趣味などはフレイバシの領域なので不要。職歴や関連するボランティア経験を新しいものから順に、仕事の内容を詳しく具体的に書くので、人によつてはA4判で三〜四頁にもなる。

転職にあつてはかならず前の職場に文書で照会がゆく。退職の理由、復職したいと希望しなら採用するか、全体的評価のほか、専門知識の適切な活用、分析評価能力、専門家としての態度、関係機関との調整能力、スピーレシジョンの必要度、異文化への対応などがかなり詳細に問い合はせてくる。

日本の市販の履歴書は女性にとってフェアでない要素が多い。学歴、職歴、資格、ボランティア経験など、応募する職種に関連する情報を多効率的に記入する新しい履歴書の書式を、女性が提案してゆくべきではないだろうか。まず写真の添付をやめた。

選別されているのが現状である。仕事に關係のない情報から先入観や偏見を持たれ、説明の機会も与えられないままに、採否が決まるのは不当である。不採用の理由を本人の求めに応じて、合理的に説明するシステムがほしい。

専門職のパートタイム化は女性の能力活用の点から歓迎されるが、専門性、技能の特殊性に見合った報酬が支払われるべきである。同職種のフルタイムの人の年収から時給を割り出してみてほしい。

年齢制限も多くの場合理由がない。外国ではスチュワーデス、パートの店員、銀行員として中年後期の女性まで魅力的に働いている。中高年女性が美しい。国は文化的に豊かな国である。

赤十字といえは日本では主に病院、血液センター等の医療や奉仕活動、海外での災害や地域紛争の救難活動が知られている。現在進行中のペルー公邸人質事件での救護、仲介活動はその国際性、中立性、そしてなによりも信頼性がいかに発揮されている。

日本ではあまり知られていないが、赤十字も身並で重要な役目のひとつに、緊急連絡支援がある。世界中に張り巡らされた赤十字のネットワークを活用して、病气、事故、死亡などを離れたところにいる家族に知らせるサービス、そこでもっとも信頼される情報ネットワークロス・メッセージと呼んでいる。

国際福祉相談所ケースワーカー 平田 正代

気が重なるようになった。家族はアメリカへ電話して、すぐ面会に来るだろうな。自費で民間機を利用して帰って来ることもできるが、経済的負担が大き。そこで赤十字の緊急連絡サービスを活用することができ



る。さてこのような要請が在沖米軍基地内の赤十字連絡事務所へ届くと、どう処理されるのだろうか。長年にわたり国際福祉相談所(社会福祉法人、長野湾市在)が言語の面から協力してきた。親の住所、氏名、病歴を

レッドクロス・メッセージ

電話番号などの必要情報が、電話やファックスで何人かのアメリカ人を経て伝えられると、伝言ゲームのような結果になり、その解きほぐしも一苦労である。

アメリカ赤十字社の通常の手続きとしては、現地赤十字の担当者や直接主治医に電話して患者の容態を聞き、娘が面会に来ることを勧めめるかどうか、主治医の意見を求めるのである。情報の正確と公平を期し、家族からの感情的情報を排除するためである。

まず入院先を確認し、病棟病長に事情を説明して、主治医への橋渡しをお願いする。医者へが快く電話に出て協力してくれることもあれば、他人が医者に電話すること自体失礼だとおりあつてくれないこともある。

り、患者の家族以外に情報を提供できないと、拒否されることもある。軍の飛行機で優先的に帰ってくるには、赤十字の名において保証する中立、公平な情報、即ち主治医の判断がその必要性をサポートしなければならぬ。

「危篤状態なのですぐ来たほうがいい」「緊急ではないが老齢なので、できたお来をほうぎょう」「快方に向かいつつあるので緊急面会の必要はない」などの答が期待されているのである。

赤十字側はアメリカ的に要求し、医師は日本的に対応する。電話で情報を得ようとするのは緊急に対応するためであるが、「電話で失礼」文化ではそれが通じない。断られた場合台には、家族に連絡し、診断書を

取ってもらい、それを翻訳するので時間がかかり、親の死に目に会えなかったというケースもある。

医者にすれば患者の治療には責任を持つが、娘の帰国、面会にまは責任を持ってないとの見方が成り立つであろう。国内的にはそれでよいが、相手側が外国なのでシステムの違いを理解して、患者や家族の視点から対応してほしいと願うものである。

この赤十字緊急連絡をもっと日本でも活用すべきである。海外への長期旅行、留學、就職が珍しくない今日、赤十字の通になつたときなど、赤十字の世界的ネットワークを活用したい。レッドクロス・メッセージは沖縄からも発信できるのだから。

厚生省は児童福祉法を改正し、離婚後子を育てていない親から、所得に応じた養育費を徴収する方法を検討しているという。十八歳未満の子を育てている単親家庭で所得が一定水準に達していない場合、国が児童扶養手当を支給している。その額は年間一千五百億円に上るといわれる。所得が多くても養育費を払わない無責任な親を責め、現場のケースワーカーに取り立ての努力を求めると問題は解決しない。離婚に際して法的に強制力のあがる取り決めを、義務付ける必要がある。それには親の一方が、外国人であったり、子もしくは親が日本人であっても、外国に居住する可能性等も考慮に入れ、制度化を図る必要がある。

国際福祉相談所ケースワーカー 平田 正代

養育費の項目を加えるか、養育費支払届のようなものを新設するのも一案である。養育費支払届に法的強制力を持たせ、支払額の変更には家庭裁判所の許可を要するといったことになった。



支払義務者の都合によって、児童の福祉が脅かされるようなことがあってはならない。単親家庭の基本的生活を守るために、国は児童扶養手当の支給をこれまで通り続けると同時に、

養育費執行機関を

取り立てに当たらせたい。

「養育費執行機関(チャイルドサポート・エンフォースメント・エージェンシー)は一九八〇年代から欧米諸国で導入された制度である。離婚判決の中で養育費の支払いが言い渡されると、支払義務者は機関に登録され、所得に応じて養育費が給料から差し引かれる仕組みである。

調停離婚等で養育費の支払いが合意されても、相手が外国へ行ってしまえばそれまでというのが現実である。どうしても取りたい場合は、相手国で訴訟を起こすしか方法がないが、費用その他の理由で結局諦めざるを得ないのがほとんどである。アメリカと欧米諸国間では一

方の国の裁判所での養育費、慰謝料等支払い命令は、他方の国で自国の判決と同様の効力を認めさせるための条約を結んでいる。個人生活の安全保障のための条約は、せむじも必要な安全保障条約であり、早期締結を望むものである。

戸籍と住民登録のない国では結婚しても入籍しないし、いったん連絡が途絶えた人を捜すことは非常に困難である。国際結婚、離婚届の受理に当たり、国は日本人の人權や利益を守る立場から、記載事項を添付書類にもっと配慮し、将来予想されるトラブルの発生を最小限に抑える努力をすべき。アメリカ人を特定するのは個人の社会保障番号である。その記載をあらゆる届け書に義務付

けてほしい。戸籍にかかわるものとして提出される宣誓供述書の本籍に相当する欄に、郵便私書箱を記載しているものも少なくない。現住所は基地外のアパート名ではなく、軍人の場合、部隊名を正確に記入すべきである。

宣誓供述書とは本人が領事の面前でこのように述べ、書き、本人であることを領事が確認したとの文書である。末尾には「寧ろにも「領事館は宣誓供述の内容については関知せず」の記載がある。形式を整えていけば、内容は問題とならない日本にびつたりの便利な文書である。日本の年金を外国人が外国で受け取ることである今日、養育費取り立てに国際的な協力があつて良いはずである。

「わたしはスペシャルなのよ、だってパパとママに養子縁組されてこの家に来たんですもの」
もの心づかないうちからアメリカの養親は、養子縁組の事実を子どもに話して聞かせる。自分がいかに望まれてこの親の子どもになったかを全身で感じつつ、子どもはごく自然に養子縁組を受け入れてゆくようになるのである。

養子縁組の事実を本人にも周囲にもオープンにすることで心理的負担を取り除き、養子縁組を肯定的に受け入れ、法的な親子関係を強い絆(きずな)で結ぶ。アメリカ社会において養子縁組は、普通の家族関係のひとつの形なのである。
沖縄勤務中のアメリカ人が個人あるいは職場のグループで、県内福祉施設でよくボランティア

国際福祉相談所ケースワーカー 平田 正代



活動をしている。児童養護施設で週末里親をしているアメリカ人家族も少なくない。アメリカのこの種の児童施設はいわゆる孤児院(オーファネイン)であるため、児童園の子どもたちも孤児で養子縁組対象児である

と思ひ込みがちである。ところが県内養護施設入所中の児童で孤児はきわめて少なく、親の長期入院、施設等入所、所在不明、養護能力欠如などがつてほとんどの児童が養子縁組対象児ではなく、家庭環境改善

スペシャル・チャイルド

による家庭復帰をめざしているのである。

児童相談所や施設職員が努力にもかかわらず、家庭環境の改善が困難で結果として長期入所になる児童も少なくない。児童福祉の積極的な連携ののひとつとして、ケースの早い段階から養子縁組を視野に入れて取り組むことは、血縁や家族に対する独特な思いのある沖縄では大変難しいことである。

養子縁組が児童福祉の視点でのみ行われるのが世界の常識であり、したがって他人、他国、他人種の子を養子に迎えることに欧米諸国ではあまり抵抗がない。家庭の愛情に恵まれない児童を家族の一員として迎え、子育ての喜びを体験したいというのが養子縁組の動機である。成人すれば子どもは独立し親も自

立した老後が保障される国の話である。

日本における養子縁組の九割以上が、家名の維持や財産の保全、老後の扶養などを目的として親族間で行われており、そこでは養子を取る側が優先する。都合が悪くなれば養子縁組離縁して元の親へ戻すことができるが、諸外国においては離縁という概念そのものが存在しない。

外国では児童相談所のような公的機関が社会福祉法人のような公認児童福祉機関に養子縁組を申し込むと、家庭調査(ホームスタディ)が行われる。家庭調査の結果、健康な乳児のみとか、十歳以下とか、心身障害児可とか、双子可とか、異人種可などの総合的な養育能力の評価がなされる。

家庭裁判所で養子縁組許可された日本籍の子を、アメリカ人養親がアメリカに連れてゆく場合、ビザの申請に公認機関による家庭調査書の添付が要求される。アメリカ国外で行われた家庭調査は、アメリカの公認養子縁組機関に送って認証してもらわなければならない。

これだけの手間と時間をかけ、辛抱強く待たに待つてやっと迎えた養子はやはり「スペシャル・チャイルド」に近い。

ひらた・まさよ ケースワーカーとして国際的福祉の問題に取り組み、早稲田大学第一文学部英文科卒、ニューヨーク州立大学、フアロー校社会福祉修士課程修了。県人材育成財団語学センター非常勤講師。



市民レベルの国際交流の在り方を探ろうと開かれたシンポジウム＝沖縄国際センター

「箱根会議」
沖縄大会

互惠の精神を強調

国際交流の在り方でシンポ

【浦添】市民レベルの国際交流の在り方を考える「箱根会議」国際交流拒否（手沖縄大会同実行委主催）二日目は、九日午前九時から浦添市の国際協力事業団沖縄国際センターで基調講演、シンポジウムが開かれた。県内外の民間団体関係者およそ百人が参加。パネリストらは、違いは違いつつとして認識した上で互いの立場を尊重し合う「互惠の精神」が大切な点と強調した。シンポジウムのテーマは「共生の中の国際交流の在り方」。平田正代さん（国

際福祉相談所次長）、金泰源さん（県日韓親善協会常任理事）、吳嘉雄さん（中琉文化経済協会駐琉球弁事処代表）、キャロリン・フランシスさん（沖縄キリスト教短

大議論）ら四人のパネリストが体験を交えながら問題点や望ましい在り方について意見を述べた。国際交流を推進する上で障害となる偏見について、平田さんは「自分自身でも気が付きにくい。自分の中にある種の偏見があるんだ」ということをまず認識する必要がある」と述べた。

金さんは、国際交流の到達レベルは分かりにくいとしながら「相手の立場を考慮してほしい。いつまでも隣人は田中さんという時代ではない。李さんがいたり、周さんがいたりする時代になった」と語り、同じ土俵に立って接すれば相互理解が生まれると訴えた。

吳さんは、一方通行に陥る危険性を指摘。「互惠」「互利」の心を方説した。キャロリンさんは「地域社会に参加できる」とは幸せだと述べ、お客さん扱いは遠慮してほしいと結んだ。

沖縄の国際化、国際性については、各パネリストはおおむね評価。しかし、排他性、閉鎖性を鋭く指摘する場面もあった。討議に先立ち基調講演があり、ゆたかをはじめさん石田稔（）が「シーサーの向こうに何が見える」の演題で講演した。

復帰で一番大きな変化は、アメリカの軍人軍属に対する裁判権が日本側に返されたことだ。復帰前は沖繩側の裁判権が及ばないためにやりきれない思いをした。復帰当時、朝から晩まで外人事件の裁判だった。今ではほとんど麻薬もなくなつたが、当時バケツいっぱいのおロインが見

ケリー・正代氏



**大きな変化は
裁判権の返還**

つかったとか、わいせつ事件とか凶悪な犯罪が多かった。日本に裁判権があることが軍人軍属にとって心理的に重みになっていくことは確か。軍の方でも放送で繰り返し「日本の法律で裁判が行われる」と流している出来事だと思う。この推進力になつたのが、沖繩に無国籍児がいるという提言だった。国連婦人年会の大きな流れの中で、沖繩の女性たち、心ある人たちが中央政府まで動かしたことは誇りだと思う。

また、復帰で沖繩とアメリカが対等になつたことで一番喜んだのは国際結婚をした人たち。夫と妻が占領者と被占領者でなくなつたことは喜ばしいことだ。

ヤマト世の沖繩で

< 3 >



ケリー正代さん

こうした県民意識の変化の裏には、支配者、被支配者という横図が複雑によつて取り除かれたことがあるのでは、と感想を述べるのは国際福祉相談所（島本幸子所長）で十年以上もケースワーカーをしているケリー・正代さん（41）だ。「敵側（アメリカ）に行つてしまふことに同胞からの反発があつたことと表れが東大の調査結果でしよう」と話す。また、もう一つの見方として、経済的変化にも触れ、「昔、アメリカ人と沖繩人の間にはあまりにも差があらうが、戦後、戦後のアメリカ支配の中で人生の大部分を過してきて世代なり、当然の数字だろうが、二十代の三・四％に比べると極めて高い。」

琉大の県民意識変容調査から

「あなた自身、あるいは子供や兄弟、友人が、生まれているが、今回の琉大アメリカ人と結婚する（ことに）の調査結果と対比してみると、ついでに思うか」。この面白い数字が浮かび上がる。一・九％と激減し、どちらか

高年代に強い反発

支配意識が薄い若年者

項目は昭和四十二年十一月に、東大調査で七〇・五％と驚くほど高かった「好ましくな

米人との結婚観

といふは好ましくない」を答わせた三九・八％にしかならない。県民は以前に比べてアメリカ人との結婚に寛容に

つた今、以前は無かつた沖繩人妻からの離婚相談も珍しくないと付け加え、社会的・経済的変化が一歩大きな原因ではないかと話す。

もう一つ興味深いのは「許せない」とする人が一・四％もいること。数字はさほどでもないが内訳をみてみると、年代が高くなればなるほど数字も上がっている。四十、五十、六十代は二桁台を示し、特に六十以上の人は三・五％の人がアメリカ人との結婚に強く反対している。これは戦争を体験し、戦後のアメリカ支配の中で人生の大部分を過してきて世代なり、当然の数字だろうが、二十代の三・四％に比べると極めて高い。」

	東大	琉大
好ましいかといえば	6.4%	2.6%
好ましくないかといえば	3.1	3.3
別に感じないか	—	38.2
好ましくもないか	9.4	17.9
好ましくない	70.5	21.9
許せない	—	11.4
不明	10.6	4.7

アメリカ人との結婚観

「昔、アメリカ人と沖繩人の間にはあまりにも差があらうが、戦後、戦後のアメリカ支配の中で人生の大部分を過してきて世代なり、当然の数字だろうが、二十代の三・四％に比べると極めて高い。」

晴れて国の「認知」

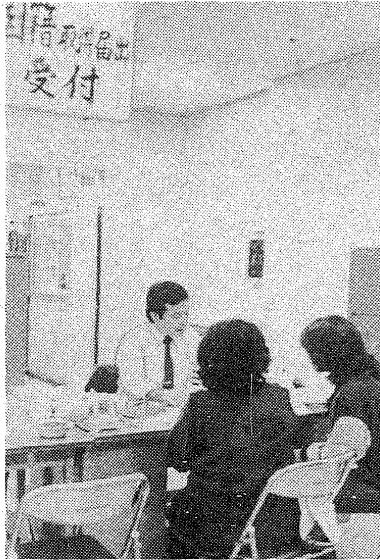
新国籍法の施行

国際児ら続々手続き

法務局 沖縄支局 第1号は12歳の少女

【沖縄】これで、やっと日本人に。長い間待ちわびていた国籍法と戸籍法の改正施行に伴い年明けの四日「日本国籍にした」と、国際児や無国籍者が多い沖縄市在の那覇地方法務局沖縄支局（石川正幸支局長）には関係者が詰め掛けた。午前から午後五時までに二十三人が相談に訪れ、うち二件が受理され、長年の念願がようやくかなえられてホッとした表情。正月気分が抜けるにつれて相談受理件数も増えてくるものとみられる。今度改正された国籍法の主な母系・父系主義の採用と、国籍の留保制度の適用範囲の拡大、国籍の選抜制度の新設、帰化条件の改正、さらに届け出による国籍の取得がうたわれている。

これまで外国人交親に持つ子供たちは、母親の国籍である日本国籍にしてもらえなかった。それがこの国に日本国内に住み、日本人と主眼が採用され、法的手続きが、日本国籍がなりはかり



新しい国籍法の手続きで訪れた親子—那覇地方法務局沖縄支局

に、日本人としての権利が認められず、生活上大きな制約と差別を受けてきた。しかし、今年からは、登録すれば、晴れて日本国籍の日本人となり、沖縄県内に多い国際児や無国籍児たちにとって、今年最大の「お年玉」といえる。

新しい法の施行は昭和六十年一月一日からだ。仕事始めを待っていた人たちは四日朝から各地の法務局を訪れた。沖縄支局で手続きを済ませた第一号は米国籍を持つ十一歳の少女で、お母さんに伴われ、手続きを行った。宜野湾市喜友名にある国際福祉沖縄事務所島本幸子所長やケースワーカーたちと相談に訪れた関係者も多く、四日午前中で十四人、午後から九人計二十三人が家族と一緒に法務局窓口で相談を受け、そのうち二件（八）が受理された。ほかの人たちは書類不備のため、後日正式に受け付けをするようになった。

20歳以上にも適用せよ

国籍法改正で訴え

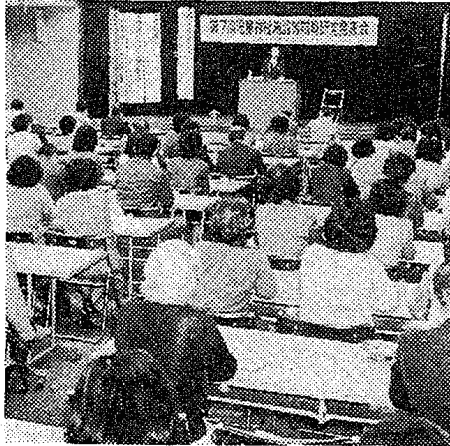
国際福祉社
本所長
島相

国際福祉相談所の島元幸子
所長、ケリー・正代相談指導

課長は二十一日午前、県庁記者クラブで会見し、「国籍法改正の要綱案では改正法施行日以前に二十歳になっている者は対象外となっているが、法改正時に無国籍の者は、年齢に関係なく経過措置で救済してほしい」と訴えた。

法制審議会（法相の諮問機関）の国籍法部会は、一月二十四日、父系血統主義を改め、父母両系主義の採用を決定したが、二十歳以上は対象外となっている。法制審議会は二十三日に総会を開き、最終答申をまとめる予定。

島元所長らは「法制審議会の国籍法部会によって国籍法改正の中間試案が発表され



児童福祉施設のサービス向上等を目ざして開かれた研究発表会＝那覇市楚辺、電電会館

た。その結果、多くの点が改善されているが、二十歳以下の無国籍者は経過措置で救済されることになっているが、二十歳以上の者は除外されている。当相談所では予想される改正法施行時に二十歳を越す無国籍者を抱えている。二

十歳になるまで、無国籍であることが就職などを困難にさせており、無国籍の苦しみを味わってきたこの人たちが、真っ先に救われるべきだと思ふ」と主張した。

「聴き放して
なく議論を」
国籍法でケリーさん訴え



ケリー・正代さん

【大阪】父母両系主義を柱とする国籍法改正の中間案を受け、法務省の同法改正に関する意見書が、廿一日に流れて十五日午前九時から大阪

法務局第二合同庁舎で開かれた。沖繩からは参考人として国籍法相談所のケリスワカ、藤原正代さんが出席。ケリー・正代さんが出席し、「国籍法の強制不当」「重国籍者を職権で調査すべきではない」「国籍法の改正の問題の根の深いを訴えたい」

た。自身、無国籍問題で悩む正代さんが政府に意見を述べたのは初めて。政府は結婚をするか、国籍法の改正を望むか、意見を聞いて、深いを訴えたい。

た。相対法務局重国籍検察長と非公開で進められた意見書が、廿一日は弁護士会や国際結婚をするか、国籍法の改正を望むか、意見を聞いて、深いを訴えたい。

琉球新報 1983年3月16日 (朝刊)

国籍法改正

「やっとういひまじ」

ケリー・正代さん一安心

「やっとういひまじ」か、本意に近いニュアンスです。無国籍児が現在六十二人（法務省福岡入国管理局那覇支局調べ）と全国一の沖縄県で、十七年間にわたって米国系無国籍児の相談相手をしてきた「国籍法相談所」(首里湾市喜友名)のケリスワカ、ケリー・正代さんは、父母両系主義の採用を心から望んでいる。

沖繩の無国籍児はほとんどは父親が行方不明になり、母子が捨てられたケース。四十年前からようやく児童福祉手当の支給や国民健康保険の加入が認められ、生活面では幾分か改善されているものの、母子防衛の連絡、学校への見学通知をほろがらない。何よりも、無国籍児という精神的な負担は重く、多くの人が世間知られをなすのが実情だ。国籍法改正でなればはと愛持が楽になるか」とケリーさん。

しかし、国籍法の改正で今後問題になりそうな点がある。第一は、改正法の施行日以前に十歳になっている子供が対象外とされている点。これらの子供は従来通り、複雑な手続きと時間のかかる帰化申請が必要とされているから、第二は母親が生まれてからずっと日本国籍でなければ対象外とされている点。沖繩では米兵と結婚して米国に帰

琉球新報 1984年1月25日 (朝刊)

関係者、一様に評価

国籍法改正
の
中間試案

無国籍 児問題 取り組み 一層強化

いまだとわれ、今後の中間試案の行方を注視したい」と話している。

「これで無国籍はなくなる」「父母両系主義を、早急に法制化してほしい」。法務省の法制審議会国籍法部会は一日、「国籍法改正に関する中間試案」を決めたが、約四十人の無国籍児を抱える真の関係者、沖繩弁護士会などは、同中間試案を一律に評価、歓迎している。しかし、帰化条件などが現行法より厳しくなっている側面もあり、弁護士会などは改正法案が提出されるとみられる来年の通常国会に向け、一層強力に無国籍児問題と取り組むこととしている。

国際結婚の多い県では、早くから無国籍児が社会問題化。沖繩弁護士会では、十人の委員（弁護士）から成る無国籍問題調査特別委員会を設置。これまで実地調査も手掛けた。さらに日弁連ともタイアップ、法務省に対し、現行の父系優先主義に對し、多くの国籍決定を改め、父母両系主義にするよう「要請」した。

今回、中間試案が決まったことと、沖繩弁護士会の無国籍児問題調査特別委員会の副会長を務めたことのある川崎敏弁護士は「父系主義は憲法の男女平等主義にも反する。属地主義のように生まれたら全員国籍が取得できるのと同じ、父が日本人であれば取得できるが、母がそうだと取得できないのは不合理だ」と訴えた。東京地裁に父系主義は違憲だと示された例が三件ばかりあったが、いずれも合理的な判断が示されないうまま敗訴した。今回、このような試案がまとまったのは世論、具体的な事案、日弁連

などの働きに動かされたものと思う。いい結果が生まれやすう「望む」と期待している。また、新城市立大名誉教授（国際法）は、詳しい内容を見ないと何とも言えないが、とながらも「国際社会には血統主義、出生地主義があり、日本は父系の血統主義をとっているのだから、これが父母両系主義に改正される方向に進むのであれば喜ばしいことだ。無国籍者が救済される道が開かれるのではないかと、少なくとも今日よりは無国籍者が出ないようになると思う。とにかく改正の方向に進む

ことは大きな前進である」と話している。国際福祉沖繩事務所の島正幸子所長は「無国籍の発生を防ぐことができ、ほんたに素晴らしい。しかし、法制化されるまでにほんままだ時間を要し、その間にも無国籍児が出てくる。早急に改正法案を提出するよう要望すると同時に、中間試案にも帰化条件など問題点も残って



国際福祉問題について話し合う婦人問題懇談会—社会福祉センターで

法改正が先決

婦人問題懇談会

全国の五分の米軍基地が集中している沖縄では、米人と沖縄女性との国際結婚が多い。それだけどころか派生してくる問題も多い。子供の国籍変更手続き、離婚の問題等々、二十五日、社会福祉セ

ンターで開かれた婦人問題懇談会。有期例会は国際福祉問題を取りあげ、国際福祉相談所でケースワーカーとしてのケリー・正代さんが、同相談所を通じての婦人問題について話された。

沖縄県中野喜友名町にある国際福祉相談所を運営しているのは、社会福祉法人国際福祉会（所在地・沖縄市知花二丁目）で、城西調理学校、国際児童福祉施設がその事業内容である。

特に沖縄米軍基地が論の五分三割中してりところから見て、沖縄女性の結婚が多い。米軍基地で働く国際結婚の件数は年間百餘件、最近ではアメリカ人へも多く、その他ケースを含めるとかなりの数になる。

「米軍基地生活の問題は、結婚、未婚関係も含む。信不信にせよ、米軍基地生活は国際的である。なかでも大きな問題として、クロス・ステーションであるのが、国際結婚の問題である。」

「国際結婚の問題は、民間の福祉事務所がケースワーカーが扱っている。そのうちケリーさん。」

「56年度は結婚を待て付た無国籍児は十九件、前年から増加を命じて二十件が解決して、半ば解決までを回

結を待たしても、父親が日本人の場合には、日本国籍を認めない。日本の国籍法のもとでは、今もなお新たな無国籍児が生まれてくる。

例えば、結婚届中の外国人の父親が行方不明で、日本人の父親が生まれた場合、子供は無国籍児となる。このとき、若年の米兵の結婚で生まれた場合、無国籍児となるケースが考えられる。

現在、同相談所が考えているのは、二十五件、この四人が海外に帰る。米兵が一人、離婚されており、生まれてくるのは、無国籍児になる。

ケリーさんは、国籍法が改正されない限り、この問題は解決させない。法改正が先決だと強調する。

琉球新報 1982年5月27日(夕刊)

この人の仕事



ライフワークとして通訳の仕事を探っているケリーさん(右)と金城さん

「仕事は、在沖米軍基地に勤務する米兵と結婚して、米国籍をもち、日本国籍を認めない。日本の国籍法のもとでは、今もなお新たな無国籍児が生まれてくる。」

「例えば、結婚届中の外国人の父親が行方不明で、日本人の父親が生まれた場合、子供は無国籍児となる。このとき、若年の米兵の結婚で生まれた場合、無国籍児となるケースが考えられる。」

「現在、同相談所が考えているのは、二十五件、この四人が海外に帰る。米兵が一人、離婚されており、生まれてくるのは、無国籍児になる。」

「ケリーさんは、国籍法が改正されない限り、この問題は解決させない。法改正が先決だと強調する。」

「国際結婚の問題は、民間の福祉事務所がケースワーカーが扱っている。そのうちケリーさん。」

「56年度は結婚を待て付た無国籍児は十九件、前年から増加を命じて二十件が解決して、半ば解決までを回

仕事を通して世界が広がる

法廷通訳官 金城初美さん

「仕事は、在沖米軍基地に勤務する米兵と結婚して、米国籍をもち、日本国籍を認めない。日本の国籍法のもとでは、今もなお新たな無国籍児が生まれてくる。」

「例えば、結婚届中の外国人の父親が行方不明で、日本人の父親が生まれた場合、子供は無国籍児となる。このとき、若年の米兵の結婚で生まれた場合、無国籍児となるケースが考えられる。」

「現在、同相談所が考えているのは、二十五件、この四人が海外に帰る。米兵が一人、離婚されており、生まれてくるのは、無国籍児になる。」

「ケリーさんは、国籍法が改正されない限り、この問題は解決させない。法改正が先決だと強調する。」

「国際結婚の問題は、民間の福祉事務所がケースワーカーが扱っている。そのうちケリーさん。」

「56年度は結婚を待て付た無国籍児は十九件、前年から増加を命じて二十件が解決して、半ば解決までを回

家庭

琉球新報 1982年6月21日(夕刊)

国際福祉事務所ピンチ

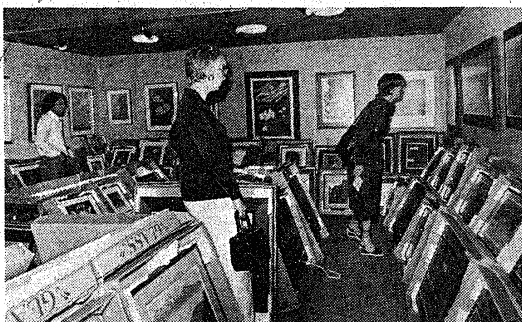
相談増え予算不足

母子家庭の保護憂慮

無届増徴の問題や国際福祉協会に母子家庭の保護を正面から取り扱って、社会福祉法人・国際福祉事務所（東京都千代田区）が、母子家庭を支援する事業が急増している。この分野では事業経費不足を招いて、相談者が満足できない状態に至っている。「援助が不足している、無届増徴の問題をばらばらにする、沖縄日本一」この種の相談が多い異色で、日本全体の傾向も、もはや「一法の手」ではなくなっており、県の補助なしには運営は困難だと関係者は訴えている。

県に善処策を要請

同事務所が扱われる案件、百十九件、中には前年度、そのケースもある、これを十四人の職員が担当して、五三年は五、六の件から持ちこたえられている。



チャリティー版図の即売会。国際福祉事務所の大きな収入源である

紹介を担っているが、この種のケースは増えて、長期の展開にたいては解決の窓口を待つ必要が強い。

同事務所は五三年の予算額は四千七百八十四円、うち六〇％にあたる二千四百八十八円が寄付、特別募進金収入、その他となっている。県の補助金は二〇〇の八百二十六千四百円、しかもこの金額は四年前から握り離れられている。運営を支える大口寄付もアメリカ人の婦人グループの解散により、年々減りまた大きな収入源であるチャリティー版図の即売会も、この金額は五、六の件から持ちこたえられている。同事務所が扱われる社会的に困難な母子家庭は年々増えるという。同事務所は昨年、二百万円、このうち四百万円が充てられ、事業を推進する収入源のひとつとなっている。

大塚事務所は一県に属する以外に、解決の方法は、十二月の補正予算で何とかとらわて、もつとも相談している。私たちが責任者として努力を要するものは、その方法で、一法人の手を断つては、

「これだけの収入を、相談者との相談、同事務所は面識が、困難、長年の援助、関係機関への

随筆 あらかる

「随筆」の欄に、随筆の「随」は「ついでに」という意味で、ついでに書かれた文章をいいます。随筆は、小説や論文と異なり、作者の個性や感情が強く表れる文章です。随筆は、作者の生活や考えを自由に表現する自由な文体です。随筆は、作者の個性や感情が強く表れる文章です。随筆は、作者の生活や考えを自由に表現する自由な文体です。



ケリー・正代さん

いつもいつものこと

ケリー・正代

外人がはしで上手にかまぼこを食べるとなぜか怒る……

「随筆」の欄に、随筆の「随」は「ついでに」という意味で、ついでに書かれた文章をいいます。随筆は、小説や論文と異なり、作者の個性や感情が強く表れる文章です。随筆は、作者の生活や考えを自由に表現する自由な文体です。随筆は、作者の個性や感情が強く表れる文章です。随筆は、作者の生活や考えを自由に表現する自由な文体です。



「随筆」の欄に、随筆の「随」は「ついでに」という意味で、ついでに書かれた文章をいいます。随筆は、小説や論文と異なり、作者の個性や感情が強く表れる文章です。随筆は、作者の生活や考えを自由に表現する自由な文体です。随筆は、作者の個性や感情が強く表れる文章です。随筆は、作者の生活や考えを自由に表現する自由な文体です。

米軍基地の存在が、沖縄に於ける社会の原因のひとつであることは疑いがない。統計や三面記事が平通である。たしかにインパクトを記録しているが、第二次世界大戦後に米軍がアジア地域に持ち込んだ害の元凶としてその害をあげているという記事を統な論、その指摘の筆力厚いといかにも当を得て

おち穂

アメリカ・サイト

ケリー・正代

いかに痛がされた。軍施設専用利用でできるおち穂のDカードは、戦後長い間幸福へのパスポートと考えられていた。それ欲しさに米軍人軍厚に結婚した女性も多い。本人等とその家族、親戚などの態度を比べ、リロウキョウアンの社の上にあるアメリカ人社会(一画)の多岐をハンジ

結婚を公認せず、夫を先に帰国させる。夫を伴って任ざりなし、パスポートを借して妻の来るのを待つが、女は決して沖縄を離れぬ。二十歳前の細田用舎の青年が軍隊となり沖縄配属される。たまたまの縁で知り合う沖縄軍のフロボステスだつたりする。彼は真剣に恋愛(主婦)

いといるもはやけだが、いし結婚を考へるが、帰国の日が来るとして、必ず連れに来るからと約束し、今なら給料から仕送りを送る。翻訳事務所から田中来る。女からの手紙は、結婚だが、エリコンの修理代が必要だが、金の要求ばかりである。まともな旅費を上面して迎えに来ると、彼が家賃を払っているのは部屋に、女が他の男と任せている。

半た同居してから家財道具一切を貰わずに、男が仕事を終えていそいでアパートへ帰ると、女と家財道具が揃えていた。

混血児という言葉にあまり良れが混血児への白眼をなして、昔を懐かしく思わなかった。まいひびきを感じないのは、それを使う方にも聞く方にも先入観があるからである。それが単に両親が異人種であるという事実を伝える言葉であり、他にふり適当なものがなければ、もともと普通に使われてよいはずである。混血児は考へて、インディアン、七歳半のうちの息子も小さなスパイン支配の名残のそと、いなりその問題はあった。就

おち穂

混血児

ケリー・正代

める。インディアンでは、スパイン人との混血者をメスティンと襲った彼は、自分と他との違いを望むのひびきを込めて呼んで、今く意識してらなかつたが、このような例からすると、他の子供達は親連の会話から遠いを感じていった。戦後三十年にわたる米軍統治下で、米軍人支配者として受入れず、沖縄の独自性を保持し、祖國復帰にまでこぎつけた油縄人の不屈の精神力は高く評価されるべきであるが、他方で

(主婦)

いわゆる外人住宅と呼ばれる
るのか。すく向こうから人が
だんだん自分の方に近づいてく
る。何となく気が持た不安定に
なり、途中で消えてくることが
多々ある。

日本人同士の場合どうであ
るのか。すく向こうから人が
だんだん自分の方に近づいてく
る。何となく気が持た不安定に
なり、途中で消えてくることが
多々ある。

おち穂

日本人と外人

ケリー・正代

この外人住宅地帯内を毎日歩
いてくるものに気がついたこと
がある。道ですれかかると時日
本人と外の違いである。外人
の場合、実際にすれ違ふときは
互前から互いに相手の顔を見
確認し合ひ、ちよつとしたスマ
イルか目の合図、唾の挨拶、ハ
グググと通る過ぎるのでも、
別に面談の必要なく、関係な
く、わたる人間、あなた人間と
いう親睦のようなものである。



ケリー・ま
さよ 主婦
早稲田区登文
市出身、三軒
五蔵、現住所、宜野湾市謝名
77-2

琉球新報 1975年3月13日 (朝刊)

マリニである結婚式に招待さ
れた。時間は午前七時。最初は
夜の間違ひではないかと思つた
が、朝のこと。こんな時間
は美容院でセットするでもな
い。典型的な地方地主の娘に
きず、派手な服装もさきわし
なく、宝石も朝の光に輝きを失
うし、早朝から入念なメイク
アップでもない、と考えた末、
供にチップをさるる車をふいた
てくれと告げてきた。車はう
前に座る度に、私ほこの四年前
のコーヒーター披露を思い出す。
結婚が二人の人生の出発であ
れば、朝という自然のバックに
コーヒーターの音の方がさわし
いのではないだろうか。時間、経
費の節約になり、ハネムーンに
もその日のうちに出發できる。
第一、出席者がよお。午前
九時には終るので、その日のス
ケジュールに支障をきたさな
い。服装もあまりこらなくてよ
い。交通事情も朝と夜では比べ
ものにならない。その他披露に
いとまがないほど利点がある。

おち穂

早朝結婚式

ケリー・正代

自然の朝の威厳を損なわないた
めに、ごくありのままの自分で
行くことにした。
また静かな街を通つて、式場
のカトリック教会へ行った。教
会周辺の道路には、十数前後の
子供達が犬勢たむろひしてあり、
参列者の車がかくと騒動して、
一キングさせた。運転手つきで
ない車をつまむつた。番をきかせ
好感のもてる披露式であった。

琉球新報 1975年3月27日 (朝刊)

女性活躍 沖縄築く

先達5人 後輩にエール

戦後、県内の各分野で足跡を残し、女性活躍の道を開いた107人を紹介するパネル展「沖縄の今を築いた女性達」(おきなわ女性財団主催)が6日、那覇市の県立博物館・美術館で始まった。リレートークが開かれ、県内女性初の裁判官ら75・93歳の「パイオニア」5人が登壇。女性がさらに自立し社会貢献するようエールを送った。日まで。

戦後107人 パネル紹介

小学校長などを務め、教員として活躍した吉川文子さん(93)は男性社会けん引役となる志勇を振り返りながら「自分が正しいと思うなら、動かない」と自分を責め、大切さを語った。

県内女性初の裁判官・弁護士である大城光代さん(82)は、DV被害者の法律相談などに当たった経験から、二人で生きていける生活手段を持つてほしいと語り掛けた。

沖縄の染織で洋服を仕立て新境地を開いたデザイナーの仲井間文子さん(80)は「ずばらしい沖縄の工藝品を全国に知らせたい」と意欲を語った。

県初の女性部長として福祉行政に携わった安里和子さん(78)は「手を差し伸べられるのを待っている人がいる」と、ボランティアなど社会貢献を呼び掛けた。



戦後の沖縄の女性たちが築いた人権・平和活動の功績や社会貢献などを軸に、(左から)仲井間文子さん、平田和子さん、大城光代さん、吉川文子さん、安里和子さんら5人が登壇。那覇市を主とする県立博物館・美術館

996年までを3期間に分け、活躍した女性の功績を一人1枚ずつ、パネルで紹介している。無料。

2015年10月7日

関係者の証言

良き相談相手となった。
「混血の子はいじめられ、権利を主張する感覚もなかった。いつも小さくなって生きていた。七二年の復帰前には自分たち母子が『国外追放』されないか、本気で心配していた」という。就学や就職、結婚のハ



米軍の沖縄占領に伴い、米国人と沖縄女性の婚姻が増え、その間に多くの子どもたちが生まれた。だが、その後消息を絶つ父親もあり、「無国籍児」となるケースも少なくなかった。平田正代さん(66)は、一九六〇年代後半から母親たちの

無国籍児 平田 正代さん

偏見が消えること願う

ンデイも抱えていた。
七九年、国際児童年を機に無国籍児の問題が広く知られるようになった。当時、日本の国籍法は父親の国籍を優先させる「父系優先血統主義」。父親の所在が分からない子は日本国籍を取得できなかったが、男女平等を訴える女性や日弁連の活動もあり、八五年に国籍法が改正される。
「改正前の日本政府はだれの味方か疑問だった。まさか、そんなに早く事態が変わると考えてもいなかった」。混血児を取り巻く社会環境も大きく変わった。
「日米の関係も日本が経済力をつけたことで主従の関係でなくなった。国際結婚に対する偏見もなくなり、いずれ『混血』という言葉も消えるでしょう」

2001年9月7日

◆国は国民守って！

十二日の沖大土曜講座

「日米地位協定と女性、

子ども」で講師を務めた

ケースワーカーの平田正

代さん 写真。米軍人、

軍属と結婚した女性たち

の相談を受けてきた。

「国際福祉の観点から

米軍人、軍属の夫との間



に生まれた子どもの日 一人に対応できる問題で
本国籍は、夫だけにかか はない」「国籍法が改正さ
っている場合がほとん ね、子どもは母親の国籍
ど。夫が消息不明になる を取ることができると
こともあり、日本人女性 に、現在は全然有効で

ない」と、日米結婚や離 婚で生じる問題を指摘。
「外務省や法務局は日 本国民を守ることを考え
てほしい」と注文を付 けた。

2001年5月15日

米軍人との結婚や離婚

一人で悩まず 気軽に相談を

米軍人や軍属との結婚など起こる相談事について、女性やその子どもを対象にした移動「国際相談会」が十八日から、具志川市など本島三市町で開かれる。一九九九年に次いで二度目。今回は二市、四日間の開催で九十二件の相談が寄せられた。主催者のおきなわ女性財団では「相談者の問題解決に向け、支援していきたい」と気軽に利用を呼び掛けている。

前回は九十二件の相談中、米軍関係者を相手方とする相談が七三%を占めた。内容は帰化、日本国籍再取得などの「国籍」関連が三・九%、離婚手続きや消息など「離婚」二・八%、養育費請求が一〇・九%との順が多かった。そのうち、国籍の相談では「米国で出生した子の日本国籍留保の届け出を行っていないため、再取得の手続きができない」「別居で米国にいる夫から離婚書類が送られてきた」などのケースがあった。

18日から 具志川市など3市町

まで国籍が取れないなどの問題がまだある」と指摘した。同相談会は、県が主催する「米軍基地から派生する女性の諸問題調査事業」の一環。移動相談は今回で終了となる。女性財団では寄せられた相談を調査報告に生かし、問題解決に向け行政施策に反映できるようにしたい。あきらめないで相談に来てほしい」と呼び掛けている。

おきなわ女性財団が主催

相談日程は、具志川市役所 18、19日午前九時から午後五時、名護市中央公民館 25日午前十時から午後五時、二十六日午前九時から午後五時、金武町役場 27、28日午前九時から午後五時。事前には電話で時間予約することも可能。問い合わせは、おきなわ女性財団、電話098(866)9090、ファクス098(866)9088。

2001年1月15日 (夕刊)

無国籍児問題訴え 40年の歴史に幕

国際福祉相談所 今月末に閉所

無国籍児問題を国内訴え、国籍法の改正に大きな力を発揮した高崎市の国際福祉相談所が、今月末に閉所する。40年の歴史に幕を閉じる。閉所によって相談機能の一部は男女性総合センター「ていりる」に移行するが、これまで無国籍児問題を中心に混血児の母子分離や外国人の母子分離や外国人の母子分離や、戦後仲絶の救済を求め続けてきた「歴史の証人」が絶え去ることになった。



閉所に向けて書類の整理をしながらも、相談の電話の対応を続ける職員

国籍法改正に大きな力

同相談所は一九五八年、スズキに本部を置く「国際福祉相談所（I.S.A.O）」の沖縄代表部として開所。米軍基地で働く兵士と沖縄の女性との結婚、離婚や児童がかわるままな問題、情報提供も実行してきた。

昨年度までの取扱件数は三万二千六百件。最も多いのは家族に関する問題で一万三千件、次いで離婚組などの六千七百件、児童の問題が千四百件、児童年度別では七年の千五百五十八件をピークに、九六年は三百八十三件だった。

閉所の最大原因の一つは経済的理由。県と日本自動車振興会からの補助があったものの、人件費などが賄えなくなり続けた。また、業務の受け皿として来月からいる「ていりる」相談窓口の設置が決まったことも

相談機能の一部は「ていりる」へ

閉所に踏み切った原因は「無国籍問題については、社会的役割を果たしたと自負している。あの時代で相談所としての大きな仕事が終わったと言えるかもしれない」と語り、八五年にもやがて国籍法が改正されるようになった時のことを振り返る。

「二つの時代が終わった。閉所は時代の必然だった。時代の変化とともに、相談内容も変わってきた。以前は母子分離、無国籍児問題が主だったが、最近は何も相談が増えている。『昔はい、』閉所は終わった。経済的に豊かになったアメリカ話して



40年の歴史に幕を閉じることになった国際福祉相談所

1998年3月5日（夕刊）

箱根
会議

国際交流の道探る



全体 討議

意識変革が必要

沖縄には天性の国際性が…

シンポジウムに続いて行われた「箱根会議開閉問題」と「全体討議」には、同会議から約二十人、沖縄側から約三十人が参加。沖縄の文化や、沖縄が抱えた国際性の問題などについて活発な論議がなされ、沖縄の国際性について、フロアからは「沖縄には

シニアやユイマルなど、交をもてなす気持や相互助を天性のものがある。四季のある厳しい本土の風と違い、穏やかな気候が沖縄風土をつくっているとの意見が出た。沖縄の優れた国際性と交流のあり方について論議した「箱根会議 沖縄大会

箱根会議側が、農村地域で論じられるべきではない」として、金を出して、ア、リビとの指摘があった。

フロアの男性は「外国人を歓迎する準備がつかない。外国人と住み分けしているのは、日本と下等問題が生じているな」と、本来の姿は「離れられた状態について、批判が出た。国際交流と意識変革の必要性を訴え、外国人花嫁問題は同次で

1994年10月10日

出会い この一冊

チェーホフとの出会い
は昭和三十三年の晩春。
青山から都電に乗り、お

チェーホフ著

「かもめ」

ケリー正代

堀端の葉を眺めながら
神田神保町の三益堂へ行
き、何気なく手にしたの
がチェーホフの短編集であ
った。

への温かいまなこにた
ちまち取つたが、編纂
者の戯曲『蘭楽』へと字
チェーホフの魅力を引き寄
せられていった。

医学でもあったチェー
ホフは優れた観察者であ
るばかりでなく、人々の
誠実な実践者であった。

五年前、思いもかけ
ずその夢がもうすぐから近
づいてきた。私は機会を
奪と同様に私の心を打ち

時代の節目に思い出す



刑地の調査、園藝調査な
どのヒューマンな姿勢に
共感を覚えた。
いつの日か繁華のモス
クワで、モスクワ芸術座
の「かもめ」を見たとい
う思いが広がっていっ

取り東京へ飛んだ。
三十年待った本物の
「かもめ」を全身で感じ
るのに、同時通訳のイヤ
ホンは無用であった。斬
新な解釈の舞台にチェー
ホフの今日性を再認識

抜いた。
六〇年安寝でインタ
ナショナルを歌った
とき、女性宇東飛行士が
「ヤーチャイカ(私ほか
もめ)」と呼びかけたど
き、そして、連邦が崩壊
したとき、私はチェーホ
フを思い「かもめ」を思
った。

チェーホフの園を
さして春の汗、まきよ
(ケースワーカー)

1992年4月14日(夕刊)